

「子どもの人権110番」強化週間

いじめや虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごとや心配ごとなどの相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

▼日時 6月25日(月)
7月1日(日) / 午前8時30分～午後7時
(ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時)



相談専用電話(フリーダイヤル)

*子どもの人権110番

☎(0120)007局110

▼名古屋法務局人権擁護部

☎(052)952局8111

外国人労働者問題啓発月間

外国人労働者 We are the one

共に働ける社会へ

外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と、不法就労の防止にご理解とご協力をお願いします。

◆外国人を雇用する際には

・外国人の就労は、「出入国管理及び難民認定法」により就労可能な在留資格を持つ在留期間内の方に限られます。

外国人労働者にも労働基準法などの労働関係法令が適用されます。

外国人労働者の雇用または離職の際には、ハローワークに届け出ることが義務付けられています。

違法な仲介業者から外国人を受け入れないでください。

採用にあたっては、ハローワークをご利用ください。

▼ハローワーク豊橋

☎(0532)52局7193

▼愛知労働局職業対策課

☎(052)219局5508

出張就労相談会を開催

がまごおり若者サポートステーションでは、「働きたいけど働けない」「どうすればよいかわからない」など、お悩みの方やその保護者に対し、就労支援を行っています。

今回、田原市で出張相談会を行います。お悩みの方はぜひご相談ください。

▼対象 39歳以下の無業者またはその保護者

▼日時 ①7月8日(日) ②9月9日(日) ③11月11日(日)

④平成25年1月13日(日) ⑤平成25年3月10日(日) / いずれも午後1時～5時(一組1時間程度 / 予約優先)

▼場所 田原福祉センター相談室

▼申し込み 相談会の前日までに電話またはFAX・Eメールにて(FAX・Eメールの場合は、住所・氏名・年齢・電話番号・希望時間を明記)

▼がまごおり若者サポートステーション

☎(0533)67局3201

FAX(0533)67局3201

✉info@gyss.jp



税

公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します

平成21年度から、公的年金からの市民税、県民税の特別徴収(年金特徴)が始まりました。年金からの特別徴収が開始されても年間税額の納付方法が一部変更になるだけで、年間税負担額が増えるわけではありません。

◆対象の方

平成23年中に公的年金などの支払いを受け、平成24年4月1日において遺族年金、障害年金などの非課税

の年金を除く公的年金の支払いを受けている65歳以上の方

◆年金から徴収される金額

公的年金等に係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。年金特徴対象の方には、市から通知書を送付します(6月中旬発送予定)。特別徴収予定の金額を納税通知書で確認してください。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

■特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方(昭和21年4月3日～昭和22年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収 (自分で納付・口座振替)		特別徴収 (年金から徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
納付月					
税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付月						
税額	前年度2月と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		